

保存樹木等の指定制度

指定の基準

◎樹木について

樹容が美観上優れているもので、

- 1 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- 2 高さが10m以上であること。
- 3 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること。
- 4 つる性樹木で、枝葉の面積が30m²以上であること。



◎樹林について

樹林の一集団が占める土地の面積が500m²以上であること。

◎生垣について

長さが30m以上であり、かつ、高さが1.5m以上であること。

※その他、市が特に保存を必要と認めるもの。

◎指定の期間……原則として10年以上とする。

指定された樹木等への助成金

区分	助成金の額	(年額)
保存樹木	1本につき	2,000円
保存樹林	1m ² につき	30円
保存生垣	1mにつき	200円

※年度途中において指定したもので、指定期間が6ヶ月未満の場合は、この助成金の額の2分の1となります。



みんなの 緑

小山の 緑 を大切に！



緑豊かな美しいまちづくり

小山市

大切な市民の財産 「緑」を守り次の世代へ

宅地化の波が押し寄せる小山市では、貴重な緑を守ることが大きな課題の一つとなっています。緑は、私たちに季節感を与えてくれ、暮らしにうるおいと安らぎをもたらしてくれます。その緑を守り育て、次の世代へ伝えていくため、市では「保存樹木等の指定制度」を設けています。



「保存樹木等の指定制度」は、市内にある貴重な「緑」を指定し、その保存を図るための制度です。一定の基準にみあつた樹木、樹林、生垣を所有者の承諾を得て保存樹木等に指定します。指定された「緑」には、市で保存樹木等を表示した標識を設置し、台帳に記入しておきます。市は、保存樹木等の指定をしようとする場合は、あらかじめ所有者等の承諾を得なければなりません。承諾が得られると、所有者に通知し、保存樹木等の所在地、範囲等を告示します。また、指定された場合、所有者は所有する樹木等の保全に努めなければなりません。市はそれらに対して援助等を行ないます。

